

第 4 1 号議案

ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「委員会の事務を統理し」を「、会務を総理し」に改める。

第 3 条第 1 項中「4 人」を「3 人」に改める。

第 4 条第 4 項を削り、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

固定資産の価格に係る不服審査申出書等の押印等を廃止するため、ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。